

**5年に1度の重要な調査  
「国勢調査」を実施します**

総務省では「国勢調査」を行っています。日本の未来をつくる5年に1度の重要な調査ですので、協力をお願いします。

**◎対象者**

令和2年10月1日現在、日本に住む全ての人と世帯が対象です。

**◎調査員の訪問**

9月中旬から調査員が皆さんの家を訪問し、調査書類を配ります。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、できる限り皆さんと調査員が対面しない非接触の方法で行います。

**◎回答の義務**

「統計法」という法律に基づき、日本に住む全ての人と世帯は調査票を提出する義務があります。

**◎調査結果**

調査の結果は、国や地方自治体が策定するほぼ全ての計画の基礎資料となるほか、災害時に必要な物資の備えなど幅広い分野で利用され、私たちの暮らしや住みよい街づくりに役立てられます。

**◎インターネット回答がおすすめです**

できる限りインターネットで回答してください。郵送や調査員による回収も可能ですが、空いた時間を使って手軽に回答できる利点があるほか、回答期間が調査票での回答よりも長く、人との接触機会を減らすことができるため、皆さんと調査員の安心・安全の確保にもつながります。

る回収も可能ですが、空いた時間を使って手軽に回答できる利点があるほか、回答期間が調査票での回答よりも長く、人との接触機会を減らすことができるため、皆さんと調査員の安心・安全の確保にもつながります。

**問い合わせ先** 総務課情報統計係 (☎・内線1241)

**冬期間の1人暮らしに不安  
生活支援ハウスで安心生活**

市は1人暮らしなどで自宅での生活に不安がある要援護高齢者の一時的な生活支援の場として、生活支援ハウス居住部門を設置しています。

冬期間の利用申請を受け付けますので、希望者は次の通り申請してください。

**所在地** 小柳田210番地1

**定員** 10人程度

**申請期間** 9月18日(金)から10月9日(金)まで

**申込先** 社会福祉法人安代会(指定管理者)(ふれあいセンター)安代または特別養護老人ホームりんどう苑(施設内)

**利用期間** 11月1日(日)から令和3年4月30日(金)まで

**問い合わせ先** 社会福祉法人安代会(☎73・2855)または健康福祉課高齢福祉係(☎・内線1083)



生活支援ハウス (小柳田)

**9月は認知症の理解を深める  
世界アルツハイマー月間です**

国際アルツハイマー病協会と世界保健機関(WHO)が共同で毎年9月を「世界アルツハイマー月間」、同月21日を「世界アルツハイマーデー」と制定し、市でもこの日を中心に認知症に関する普及啓発活動を行います。

**実施期間** 9月1日から30日(水)まで

**実施場所** 市役所多目的ホール棟

**実施内容** 世界アルツハイマーデーポスターの掲示、認知症に関する展示、市認知症事業に係るチラシの配布など ※世界アルツハイマーデーを前に、18日(金)に市オリジナルファイルなどを配布

**問い合わせ先** 健康福祉課包括支援センター係(☎・内線1088)

**食品内容を計量して  
報告するモニター募集**

普段の買い物で購入した肉・魚・粉・麺類などの内容量が正しく表記されているか調査する計量モニターを募集します。

**実施内容** 貸与するはかりで計量・記録し、実施期間終了後に市

**本人申告の所得見込み額で  
国民年金保険料が免除可能**

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な場合、本人申告の所得見込み額を用いた手続きで免除申請が可能です。

**◎対象**

次の要件を全て満たす人

**① 新型コロナウィルス感染症の影響**

により収入が減少

**② 所得が相当程度まで下がった場合**

※免除承認となる所得基準は問い合わせ先に確認してください。

**◎対象期間**

令和2年2月分から6月分まで、7月分から令和3年6月分まで

**◎申請方法**

市民課国保年金係窓口や年金事務所まで申請できます。新型コロナウイルスの感染防止のため、郵送での提出を活用してください。申請書などの様式は、日本年金機構ウェブサイトでダウンロードすることができます。

**◎問い合わせ先**

日本年金機構 ねんきん加入者ダイヤル(☎0570・003・004)

**新保育所に命吹き込む  
保育所名称募集します**

市は現在建設を進めている新しい保育所の名称を募集しています。名



令和3年9月に開所を予定する保育所の完成予定図

称を募集する保育所は、松野保育所と寄木保育所が統合し、令和3年9月に開所する予定です。

**◎応募方法**

応募用紙に必要事項を記入し、郵送、持参などの方法により応募してください。なお応募用紙は、市ウェブサイトからダウンロードするか、地域福祉課窓口で交付を受けることができます。

**◎応募期限**

10月16日(金)

**◎問い合わせ先**

地域福祉課児童福祉係(☎・内線1105)

**申請に必要な物**

▼家族全員の預貯金通帳 ※年金を現金で受け取っている場合は、年金の額が分かる書類

▼家族全員分の印鑑

**申請受け付け** 随時受け付けていますが、4月にさかのぼって減額できるのは10月30日(金)まで

**問い合わせ先** 健康福祉課高齢福祉係(☎・内線1086)

| 所得段階  | 第3段階   |
|-------|--|
| 減額前   | 年額 51,500円   |
| 減額の条件 | 第1号被保険者(65歳以上)で次の全ての条件に該当<br>①世帯全員が住民税非課税<br>②世帯の年間収入が120万円以下(2人世帯の場合)<br>※世帯員3人目からは1人につき40万円加算<br>※収入には預貯金、年金、仕送りなどあらゆる収入を含む<br>③住民税課税者に扶養されていない<br>④住民税課税者と生計を共にしていない<br>⑤資産などを活用しても、なお生活が困窮している |
| 減額後   | 年額 36,800円 (第2段階と同じ金額)   |